

いざという時に備えて

# 平常時から地域で活用できる 「避難行動要支援者登録制度」

をご存じですか？

## 1 地域にしかできない避難行動要支援者支援があります

この制度は、災害時に自ら避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障害がある人等(避難行動要支援者)が、災害時に地域社会の共助による避難誘導等の支援が受けられるような体制を整備することを目的としています。

## 2 避難行動要支援者登録制度とは

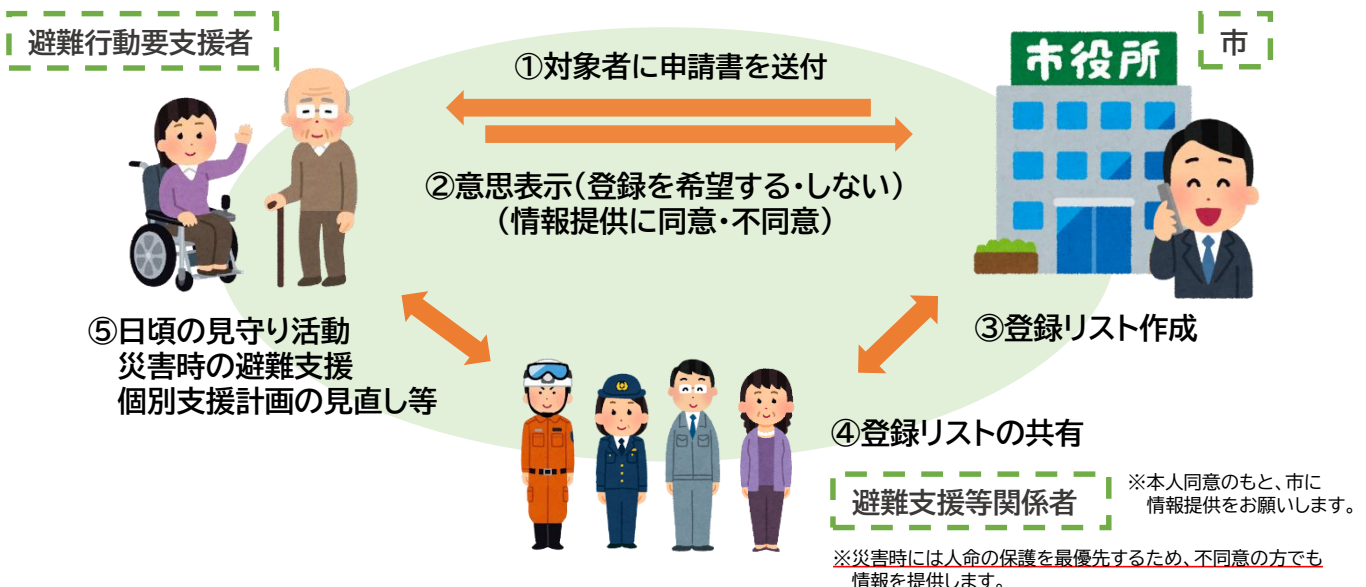
三豊市では、避難行動要支援者を登録し、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方を登載した「避難行動要支援者登録リスト」を作成しています。登録リストは、支援を必要とする方の把握、日頃からの声掛けや見守り活動、災害時の安否確認等に役立ってます。なお、登録を希望される方には一人ひとりを支援するための計画(個別支援計画)を提出していただきます。

「避難行動要支援者登録リスト」は行政で保管し、災害発生時には避難所等に提供できる体制を整えているほか、登録している内容を、**避難支援等関係者**(民生委員児童委員や自治会長、警察、消防、社会福祉協議会、自主防災組織など)に提供しています。

自身の備えと地域の皆さんの協力によって成り立つ制度です。積極的にコミュニケーションをとり、日ごろから**地域の皆さんと顔の見える関係づくり**を心掛けていただくことが、いざというときの安心につながります。

災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保されたうえで、可能な範囲で支援を行います。支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。

※避難支援等関係者が法的責任や義務を負うものではありません。



### 3 避難行動要支援者とは

市内にお住まいで次のいずれかの方が対象となります。  
(施設入居者は除く)

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③療育手帳<sup>△</sup>またはAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯の方
- ⑥上記に準ずる状態で、登録を希望する方

どんな人が  
対象になるの？



新たに対象となった①～⑤の方には、  
『三豊市避難行動要支援者登録(変更)申請書兼個別支援計画』(以下、申請書)を  
市からお送りします。意思確認のため、登録の希望の有無にかかわらず、提出をお願いします。  
⑥に該当する方は、市にご連絡ください。本人の意思にもとづく代理申請も可能です。

### 4 登録の手順

避難行動要支援者登録(変更)申請書兼個別支援計画

(表)

(裏)

青枠内を記入し、  
登録希望の有無にかかわらず提出してください。

- \* 登録を希望する／希望しない
  - ↓
  - 個人情報を避難支援等関係者へ提供することに同意する／同意しない
    - ↓
    - \* 提出日、申請者の氏名(代筆可)を記入
    - \* 欄外右上の提出者の氏名、続柄を記入
    - ↓
    - 市に提出
- ↘ 希望しない理由に該当するものを選ぶ
  - ①長期入院や施設入所のため
  - ②家族が同居・近隣に住んでいるため
  - ③その他(自力で避難可能など理由を記入)

登録を希望する・情報提供に同意する方は、

表面下側や裏面を可能な範囲で記入し、提出してください。  
避難支援等関係者に情報提供します。

登録を希望する・情報提供に同意しない方は、

表面下側や裏面を可能な範囲で記入し、提出してください。  
行政で管理する登録リストに含まれますが、情報提供はされません。  
「一部には情報提供をしないでほしい」という場合の欄も設けていますので、該当する方は記入してください。

※ただし、災害時には人命の保護を最優先するため、情報提供に同意しない方でも情報を提供します。

地域の民生委員児童委員や自治会長等が内容確認に  
伺う場合があります。一緒に考えてみましょう。



## 5 個人情報の取扱いについて

- 1 個人情報の提供について同意された場合、登録内容について、平時から、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供します。  
※災害時には人命の保護を最優先するため、同意しない方でも情報を提供します。
- 2 避難行動要支援者本人の個人情報の提供に加え、申請書や個別支援計画に記載された地域支援者や緊急連絡先となる家族等の個人情報も避難支援等関係者に情報提供されますので、必ず地域支援者や緊急連絡先の家族等へあらかじめ同意を得たうえで、申請書へ記載してください。
- 3 避難支援等関係者は、登録された個人情報及び支援することにより知り得た個人情報について、法律に基づく守秘義務があり、適正に管理し、避難支援に関わる目的以外に使用してはなりません。支援する役割を離れた際も同様です。

## 6 用語の解説

**避難行動要支援者**:災害時に自ら避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障害がある人

### 避難支援等関係者

#### 避難支援団体

- ・社会福祉協議会
- ・消防署
- ・警察署 等

#### 避難支援者

- ・地域支援者
- ・自治会の代表者
- ・民生委員児童委員
- ・自主防災組織の代表者 等

**避難支援等関係者**:避難支援団体と避難支援者の総称

避難行動要支援者に対し、災害時の避難誘導、救出活動、安否確認、避難所における救護等を行い、支援を円滑に行うために、平時から声かけ運動や生活相談等を行う人のことです。

**避難支援団体**:社会福祉協議会、消防署、警察署、その他支援を行う団体

**避難支援者**:地域支援者、自治会の代表者、民生委員児童委員、自主防災組織の代表者等  
避難行動要支援者を支援する人

**地域支援者**:災害時に必要な情報を伝えたり、避難を促したりしてくれる隣近所に住む人

登録、個人情報の提供に関する記入方法について	
Q.1	世帯は分けているが、家族と一緒に住んでいる。 「希望しない ②家族と同居」に○をして提出すればよいか。
A.	家族と同居していて支援が受けられる場合、希望しない②で提出いただくか、同居していても、昼間は一人になるので不安が残るという方は「登録を希望する」で申請してください。 個別支援計画に、支援が必要となる日時等を記入するとともに、支援が必要となる時間帯等について、地域支援者とよく相談しておきましょう。
Q.2	「登録を希望しない」としていたが、状況が変わったため登録を希望したい。 変更は可能か。
A.	いつでも変更可能です。市福祉課(0875-73-3015)へご連絡ください。
Q.3	民生委員児童委員等には個人情報の提供に同意しますが、自治会には加入していないので、自治会長への個人情報提供をしないでほしい。どうすればよいか。
A.	個人情報の提供に「同意する」に☑してください。 申請者の氏名を記入する欄の下カッコ内に、(自治会長へは個人情報を提供しません。)と記入してください。 自治会長以外にも、情報提供を希望しない人や団体があれば、記入してください。

個別支援計画について	
Q.4	個別支援計画の内容を全部記入するのは難しいのですが、空欄があっても登録できますか。
A.	登録できます。申請書の表面上半分、黒枠内(*登録希望の有無、*提出日、申請者の氏名(代筆可)、*欄外右上の提出者の氏名、続柄を記入)は必ず記入、その他の箇所は可能な範囲で記入し、提出してください。 災害時の避難支援等を円滑に行うため、できるだけ空欄が無いようにし、最新の情報を記入して提出してください。 なお、地域の民生委員児童委員や自治会長等が、登録内容に変更がないか確認のため伺う場合があります。変更があれば記入し、再度提出してください。
Q.5	地域支援者が見つからないのですが、登録できませんか。
A.	登録はできますが、できるだけ地域支援者となってくれる人を2名以上探し、地域支援者として登録することに同意を得て、個別支援計画に記入しましょう。 災害が起きて避難する際、地域支援者の協力が必要です。できるだけ協力してくれる地域支援者を見つけましょう。どうしても見つからない場合は、地域の民生委員児童委員や自主防災組織に相談したり、「まずは〇〇に集まる」など、もしもに備えて自治会内で話し合ってみましょう。



## 個別支援計画について

Q.6 地域支援者になってもらう人に、どのように説明すればよいですか。

A. 災害時に、申請者本人が手助けしてほしいこと(避難誘導の声かけ、避難のための携行品準備の手伝い、同行避難等)について説明し、協力していただけるかを確認してください。協力していただけるようでしたら、避難支援等関係者に氏名、電話番号等を情報提供することについて同意を得て、申請書に記入してください。

また、「地域支援者になられる方へ」という色紙の説明文を4名分準備してありますので、地域支援者になる人へ渡してください。

Q.7 「特に想定される災害区分と留意事項」は何を記入したらよいですか。

A. 三豊市総合防災マップや各ハザードマップを確認し、想定される災害や留意事項を記入してください。また、過去に自宅付近でおきた災害状況が分かるようでしたら、その状況をもとに想定される災害を記入してください。

昭和56年以前に建てられた家屋は、旧耐震基準で建築されており、地震による倒壊の恐れが高い場合がありますので、「地震による倒壊のおそれ」と記入しておくといでしょう。

【三豊市ハザードマップ】

<https://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/soumu/kiki/1/10913.html>

ホーム > 各課からのご案内 > 危機管理課 > 緊急情報リンク集 > ハザードマップ

市ホームページをご確認ください。

Q.8 避難場所は3か所記入しないといけませんか。

A. 災害の状況によって、避難場所が違う場合がありますので、様々な避難場所を記入してください。市の指定緊急避難場所の他、近くに住む親せき宅や知人宅も避難場所として検討しておくことをお勧めします。

市の指定緊急避難場所については、別紙「指定緊急避難場所一覧」や市ホームページをご確認ください。なお、市の指定緊急避難場所は、災害の発生状況により常に開設されるわけではなく、施設の収容人数にも限りがありますので、避難の際にはご留意ください。

Q.9 居宅建物の見取り図(玄関と寝室を記入)の欄が難しい。未記入でもよいか。

A. 記入が難しい場合は、未記入でも構いません。寝室の場所が分かると、救助の際に有益な情報となることがあります。できる範囲で記入をお願いします。

Q.10 登録内容が変更になった時はどうしたらよいですか。

A. 登録内容の修正、登録を希望していなかったが「希望する」に変更したい場合は、市に報告してください。また、報告がない場合でも、転出等、市で変更を把握した際には、登録を削除させていただくこともありますので、ご了承ください。

個人情報の提供について	
Q.11	避難支援等関係者へ提供される個人情報は、どのような内容になりますか。
A.	<p>「避難行動要支援者登録(変更)申請書兼個別支援計画」に記入していただいた内容は、すべて登録し、情報提供されます。</p> <p>平時においては、登録を希望し、情報提供に同意があった人のみとなりますが、災害時には人命の保護が最優先のため、同意の有無に関係なく、登録を希望した全ての人について、避難支援等関係者へ情報を提供します。</p>
Q.12	避難支援者や緊急連絡先家族の情報も、避難支援等関係者へ情報提供されますか
A.	<p>情報提供されます。記入する際は、避難支援者や緊急連絡先となる人に、避難行動要支援者登録制度について説明し、必ず同意を得たうえで、申請書を市へ提出してください。</p>

その他	
Q.13	登録を希望し、情報提供に同意した後、どのような支援がおこなわれますか。
A.	<p>登録内容を避難支援等関係者に情報提供することにより、どのような避難行動要支援者が地域にいて、誰が地域支援者として登録されているのかが分かります。さらに、個別支援計画を日頃から見直すことで、平時から、持続的に災害に備えることができます。</p> <p>また、災害時には避難行動要支援者登録リストを活用し、避難支援や安否確認を迅速・円滑におこなうこと等を目的としています。</p> <p><b>ただし、避難行動要支援者として登録を希望し、避難支援等関係者に情報提供することで、災害時に必ず支援されると保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものでもありません。</b></p> <p>日頃から地域支援者をはじめとした地域の人と、災害時の避難についてご相談ください。</p>

## 8 おわりに

大規模な災害発生時には、絶対的な人手不足が予想され、地域の方々に助け合うことが、被害を最小限に食い止める有効な手段となります。避難所へ向かう通常の最短ルートが安全だとは限りません。工事中のため通行できないとか、時間帯によっては渋滞が発生しているなど、ハザードマップには載っていない、そこで生活をする皆さんだから気づく、「もしも」があるはずです。

自分で備えて、地域の皆さんと日頃からコミュニケーションをとり、**顔の見える関係づくり**を心掛けていただくことが、いざという時の安心につながります。日頃の交流の中で、「避難行動要支援者登録制度」を意識してみることから始めてみましょう。



市ホームページでも申請書をダウンロードできます！



お問合せ先  
三豊市 福祉課  
0875-73-3015